山口県ロービジョンケアネットワーク会則

第1条〔名称〕

本会は、山口県ロービジョンケアネットワーク(以下「本会」)と称する。

第2条〔目的〕

本会は、山口県内における見えない・見えづらい方の自立および社会参加を促進しQuality of life (QOL)を向上するため、医療、教育、福祉、行政および視覚障害当事者団体が相互に緊密な連携を行い、支援をより充実させることを目的とする。

第3条〔事業〕

本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

(1) 見えない・見えづらい方を支援するための情報提供（特に、ロービジョンケア紹介リーフレットの作成、発行、運営）

(2) 構成団体相互の連携による支援事業の円滑な推進

(3) 構成団体相互の情報交換

(4) その他、本会の目的達成に必要と認める事業

第4条〔構成団体〕

本会の構成団体は、細則に定める。

構成団体は、第2条本会目的達成のために各分野での支援を通じて連携協力する。

第1項に加え、以下の関係機関・団体との連携を図る。

山口県健康福祉部障害者支援課・山口県点字図書館

山口県教育委員会

山口労働局

山口障害者職業センター

山口県社会福祉協議会

第5条〔役員及び任務〕

本会は、次の役員を置き、各々の任務を行う。

(1)代表 1名

本会を代表し、会務を総括する。

(2)副代表 2名

代表を補佐し、代表に事故あるときは、会務を代行する。

(3)監査 1名

会計及び会務執行の状況を監査する。

第6条〔運営委員及び任務〕

本会は、若干名の運営委員を置く。

運営委員は運営会議等にて本会の運営を行い、構成団体相互の連携及び各団体での支援が円滑に実施できるように連絡調整する。

第7条〔相談役〕

1. 本会に相談役として構成団体以外の団体や本会の趣旨に賛同する個人を必要に応じて置くことができる。

2. 相談役は、総会の承認を受けて代表が委嘱する。

3. 相談役は、代表の要請により総会に出席し、総会の要請に基づき意見を述べることができる。

第8条〔役員・運営委員の任期〕

本会の役員・運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条〔役員・運営委員の選出〕

本会の代表は、山口県眼科医会推薦の医師とする。

副代表は、山口県眼科医会推薦の医師1名と構成団体から1名とする。

監査は、構成団体から1名とする。

運営委員は、代表、副代表は兼務とし、その他は構成団体より推薦された者若干名とし、細則に定める。

第10条〔総会〕

本会は、毎年1回、構成団体各1名以上の出席による総会を開催する。代表が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

総会は次の事項を協議する。

(1)本会の事業に関する事項

(2)役員等の選出・承認に関する事項

(3)予算・決算に関する事項

(4)その他必要事項

総会は、構成団体の2分の1以上の団体の出席を持って成立する。ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

第11条〔議長の選出〕

総会の議長は、出席者の中から、その都度選出する。

第12条〔議決〕

総会における議決は、構成団体各1名により多数決とし、同数のときは議長の判断により決定する。なお、委任状は、総会出席者による議決に同意するものとして取り扱い、議決数には算入しない。

前項の規定にかかわらず、構成団体のすべてが書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、総会の決議があったものとみなす。

第13条〔事務局〕

事務局は、やまぐちロービジョン勉強会に置く。

事務局は、事務局長を1名置き、会務における事務を所管する。

事務局に会計を1名置き、本会の会計を分掌する。

第14条〔会計〕

本会の会計は、本会の趣旨に賛同する個人及び団体等の寄附及び賛助金により運営する。

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条〔会則の改正〕

本会の会則は、総会の議決を経て改廃する。

細則 第1条

本会の構成団体は、次の5機関・施設・団体とする。

山口県眼科医会

やまぐちロービジョン勉強会

山口大学大学院医学系研究科眼科学

山口県視能訓練士会

山口県盲人福祉協会

細則 第2条

本会の役員・運営委員が何らかの事情で任務を果たせない場合は代理の者を置くことができる。但し、会長の代理は副会長とする。

細則 第3条

代表が認めた場合、運営委員でない者が相談役として運営委員会に参加できる。また、相談役は運営委員会の要請に基づき意見を述べることができる。

細則 第4条

細則の改正は運営委員会の承認によるものとする。

附則

本会則は令和2年2月1日から施行する。

山口県ロービジョンネットワーク

（事務局）やまぐちロービジョン勉強会

事務局長　　湧田真紀子

〒755-8505　山口県宇部市南小串一丁目1-1　山口大学医学部眼科学教室医局内

TEL 0836-22-2278　／　FAX 0836-22-2334　（眼科医局）